

令和7年度 宇美町町有地売却のご案内

(明神坂三丁目地内)



宇美町役場 管財課

令和 7 年 1 2 月 1 5 日

この度宇美町において、町有地を条件付一般競争入札により売却することとしましたので、その内容等について下記のとおりご案内いたします。

宇美町役場 管財課

※ 条件付一般競争入札とは、入札に参加することができる方及び入札方法に若干の条件を設定はしますが、原則として広く入札に参加する方を募り、希望物件に対する売却予定価格以上の金額を提示した方のうち、もっとも高い金額を提示した方に当該物件を売却する方法です。

1. 入札に参加できる方の条件

入札に参加できる方は、下記の事項に該当しない方に限ります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する者
- (2) 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- (4) 当該入札の実施に係る事務に従事している宇美町役場の職員
- (5) 対象物件が農地である場合においては、宇美町農業委員会における農地法第 5 条第 1 項の規定による許可が得られる見込みのない者

※ 参考 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後 2 年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当り、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2. 用途の禁止

この公告において公売する物件については、次の用途に供することを禁止とします。
この場合において、禁止する用途に供したことが明らかになったときは、この公売により決定した売買金額にて町が買い戻すものとします。

- (1) 政治的又は宗教的な用途
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項各号に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連営業その他これらに類するものの用途
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他の反社会的団体（以下「暴力団等」という。）及びこれらの構成員（以下「暴力団員等」という。）がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途
- (4) 公害（環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 2 条第 3 項に規定する公害をいう。）が生じることが予想される用途

3. 土地利用

土地取得後の工事に際しては、造成、建築物の工事にあたって関係機関、近隣住民等地元関係者との協議、調整等については、取得者の責任で行うこととなります。

4. 入札に係る物件及びその詳細について

入札に係る物件及び詳細等は、「売却物件一覧表【別紙 1】」に記載のとおりです。現地説明会は行いませんので、現地の確認は、「売却物件一覧表【別紙 1】」等を参考の上、各自でお願いします。

5. 入札保証金の納付について

入札に参加するためには、下記の内容に従い入札保証金を納付しなければなりません。
なお、当該保証金は、落札者とならなかった方には、速やかに返還いたします。なお、落札者の方においては、名義変更までの保証金として預かることとなります。

- (1) 保証金の額 公売予定価格の 5%
- (2) 保証金の納付方法
「保証金納付書」を付した上で上記の額の入札保証金又はこれに代わる担保を提供す

る。※保証金に代わる担保は、入札公告第 11 項に規定するとおりです。

(3) 納付場所 宇美町役場会計課 (※納付前に管財課にお立寄りください。)

口座振込を希望される方は、次の口座に振り込みください。

ただし、振込手数料については、支払者の負担になります。

・銀行名	西日本シティ銀行	宇美支店
・口座番号	普通預金	19246
・口座名称	宇美町会計管理者	大神隆史
・読み仮名	ウミチカイケイカンリシヤ	オカミタシ

(4) 納付期限 令和 8 年 2 月 1 6 日 (月) 1 5 : 0 0 まで

6. 入札保証金に代わる担保

前項に規定する担保は、次の各号に掲げるものとします。

- (1) 国債及び地方債
- (2) 銀行その他町長が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
(ただし、先日付小切手は除く。)
- (3) 銀行その他町長が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書きをした手形
- (4) 銀行その他町長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権
- (5) 銀行その他町長が確実と認める金融機関の保証

7. 入札保証金の返還

入札保証金又はこれに代わる担保は、入札会が終了し、入札保証金返還請求書を受領した後に返還します。ただし、落札者については、契約保証金に充当することができるものとします。

8. 入札に関する書類等について

入札に関する書類等は、次のとおりです。宇美町役場管財課で受領してください。

① 「宇美町町有地売却のご案内」

本書です。今回の入札に関する必要事項・注意事項について記載しています。

② 「売却物件一覧表」【別紙 1】

入札に付す物件の一覧です。所在地、地目、台帳面積、売却予定価格、及び入札

会開催日時を記載しています。

③ 「入札保証金納付書・領収書」【様式第1号】

入札に参加するためには、売却予定価格の5%の入札保証金を納めなければなりません。本書は、その際に使用する納付書です。

なお、入札保証金を納付した後に渡される領収書は、入札会において必要な書類となりますので、大切に保管してください。

④ 「誓約書」【別紙2】

入札公告第6項に定める入札に参加できない条件に該当しないことを誓約する書類です。入札される方の自筆による住所及び氏名の記入と印鑑の押印が必要です。

⑤ 「入札書」【別紙3】

本入札において提出する入札書は、宇美町が指定する様式でなければなりません。入札する方各自が保有するパソコン等で書式を作成することは、誤字・脱字を防ぐためにも禁止とします。

⑥ 「委任状」【別紙4】

入札書の提出は、原則として本人でなければなりません。したがって、代理人が入札書を提出するときは、委任状が必要となります。本書式に必要事項を記載し、入札会において提出してください。

⑦ 「入札保証金返還請求書」【別紙5】

入札において不落札者となった方には、入札保証金を指定された口座に返還します。本書は、その口座内容等をお知らせいただくものとなります。なお、請求者は、入札者と同一の方になりますので、ご注意ください。

⑧ 「共有申出書」【別紙6】

購入を希望する方については、必ずしも単体での名義でなければならないわけではありません。当然共有名義での購入も有効となりますので、該当する方は、事前に本書を提出してください。その際は、入札書に記載される氏名等は、代表者の方の氏名等を記載されますようお願いいたします。

9. 入札会について

入札会は、下記の日時及び場所等で行います。時間厳守で行いますので、遅刻された場合若しくは第4号に掲げる書類に不備が有る、又は持参されない場合は、失格となりますので、ご注意ください。

(1) 開催日 令和8年2月17日(火)

(2) 開催時間 10時から

※入札開会時間の詳細については、【別紙1】「売却物件一覧表」を参照すること。

(3) 会場 宇美町役場 本館1階 第2会議室

(4) 持参いただく物

- ☐ 入札書
- ☐ 入札保証金領収書
- ☐ 本人を確認できる書類（免許書等）又は委任状
- ☐ 共有申出書（※該当しない場合は不要）
- ☐ 誓約書
- ☐ 入札保証金返還請求書

10. 入札書について

本入札において使用する入札書は、宇美町が指定する様式に限ります。この入札書に必要な事項のほか、購入希望額を記載して提出していただきます。

11. 無効となる入札書について

本入札会においては、下記の行為をしたと認められた場合は、その入札書を無効とします。

- (1) 入札に参加する資格が無い者が提出したもの
- (2) 必要事項の記載及び押印が無いもの
- (3) 必要事項が不明瞭なもの
- (4) 入札額が訂正されているもの
- (5) 一つの物件に対して同一の者が2通以上提出したもの
- (6) 委任状を提出しない代理人が提出したもの
- (7) この公告その他関係法令等に違反したと認められるもの

12. 代理人について

代理人は、下記の事項について違反してはなりません。違反していると認めた場合は、その入札を無効とします。

- (1) 同一の物件について、入札者が他の者の代理人となること。
- (2) 同一の物件について、2人以上の代理人となること。

1 3. 落札者の決定について

落札者は、入札会において売却予定価格以上の金額で入札をした方のうち、最も高い金額で入札した方とし、直ちに決定します。

落札者となった方に対しては、以後の手續等について次の日時等に説明を行います。必ず出席してください。

- (1) 日時 令和 8 年 2 月 1 7 日 (火) 入札会終了後、直ちに
- (2) 場所 宇美町役場 本館 1 階 第 2 会議室

1 4. 契約成立、契約保証金の納付について

この売買に係る契約は、宇美町町有財産の取得管理及び処分に関する条例（昭和 39 年宇美町条例第 18 号）の規定による宇美町町議会の議決又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定による専決処分があった旨を契約の相手方に通知したときに効力を生ずるものとします。

また、落札者は契約成立（議決成立）と同時に、契約保証金として契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の額を納付しなければいけません。

入札保証金を契約保証金に充当する場合は、入札保証金と契約保証金との差額とします。

1 5. 買受代金の納付について

落札者となった方は、納付期限までに買受代金の全額を納めなければなりません。もし、その代金を納められないときは、契約保証金を没収しますのでご注意ください。

1 6. 落札を辞退した方又は買受代金を納付期限までに納付しない方の取扱いについて

落札を辞退した方又は買受代金を納付期限までに納付しない方の取扱いについては、その方が納めた入札保証金、契約保証金又はこれに代わる担保を返還しないこととなりますので、ご注意ください。

1 7. 結果の公表

契約締結後、その落札内容（物件所在地、地目、面積、売却予定価格、入札参加者数、落札金額、法人個人の区分）を公表するものとします。

18. 所有権の移転登記

- (1) 所有権の移転登記は、落札者が買受代金を全額納付したことが確認できた後に、宇美町において速やかに行うものとします。
- (2) 所有権移転登記にかかる諸費用は、落札者の負担とします。
- (3) 対象物件が農地である場合においては、農地法第5条第1項許可書が交付されたとき、かつ落札者が買受代金を全額納付した後に、移転登記を行うものとします。

19. 買受代金の融資について

買受代金を手持ちの資金等でご用意いただけない場合は、融資を受けられる場合があります。詳しくは、金融機関にお尋ねください。

20. 引渡し

購入物件の引渡しは、名義変更と同時に行います。なお、当該物件は、現状有姿のまま引き渡すこととなりますので、あらかじめ承知ください。

21. その他

この案内に記載の無い事項については、別紙「入札公告」をご参照ください。

22. 質疑応答について

この入札に係る質疑は、令和8年2月10日（火）15時まで受け付けるものとします。

質疑に対する回答は、令和8年2月13日（金）14時までに宇美町のホームページに掲載するほか管財課の窓口にて行います。

なお、メール又はFaxにて質疑を行う場合は、宛先を宇美町役場管財課とした上で「町有地公売に関する質疑」等の表題を付してください。

〒811-2192 福岡県糟屋郡宇美町宇美 5-1-1

宇美町役場 管財課 契約資産係

Tel (092) 934-2268 (直) Fax (092) 933-7512

E-mail : kanzai@town.umi.lg.jp